

策 定	平成 6年 2月
変更(第1回)	平成13年 3月27日
変更(第2回)	平成17年12月28日
変更(第3回)	平成18年 3月30日
変更(第4回)	平成22年 3月12日
変更(第5回)	平成26年 6月27日
変更(第6回)	平成28年 4月 1日
変更(第7回)	令和 3年 3月31日
変更(第8回)	令和 5年 6月 日

農業経営基盤強化の促進に関する基本方針 【案】

令和5年6月

高 知 県

目 次

第1	農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向	
1	高知県農業・農村の概況	1
2	どのような農業・農村を目指すのか	2
3	取り組みの基本方向	2
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	
1	地域特性を活かした主要な営農モデルの方向	8
2	生産方式	8
3	経営管理の方法	8
4	農業従事の態様等	8
5	営農類型	9
第2の2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	
1	地域特性を活かした主要な営農モデルの方向	1 2
2	生産方式	1 2
3	経営管理の方法	1 2
4	農業従事の態様等	1 2
5	営農類型（個人経営体）	1 3
第3	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その支援の実施に関する事項	
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	1 4
2	農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針	1 4
3	県が主体的に行う取組	1 5
4	関係機関との連携・役割分担の考え方	1 5
5	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	1 6
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	1 8
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	1 8
第5	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	
1	農用地利用改善事業の推進	1 9
2	農業経営基盤強化に向けたその他事業の推進	1 9
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	2 0
4	関係機関・団体等の連携強化	2 0

第6	農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	
1	農地売買等事業	2 1
2	農地売渡信託等事業	2 1
3	農地所有適格法人出資育成事業	2 1
4	研修等事業	2 1

第1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向

1 高知県農業・農村の概況

(1) 本県の農業・農村の特色

ア 生産

本県は、温暖多照の恵まれた気候や、海岸部から山間部に至る変化に富んだ自然条件を有している。しかし、県土の84%を森林が占め、耕地の比率が4%と低いため、1経営体当たりの経営耕地面積は1.1haと全国の3.1haを大幅に下回っている。

こうした条件のもと、平野部においては、施設栽培を中心にした野菜や花き等、収益性の高い園芸農業が発展し、山間部においては、夏期の冷涼な気象条件を活かした夏秋期を中心とする野菜をはじめ、果樹などの園芸農業や特色のある米づくり、茶、肉用牛の生産など、多様な農業が展開されている。また、環境保全の取り組みも全国に先駆けて進めている。

イ 流通・販売

本県の主要な農産物である園芸品は、主として農業協同組合（以下、「JA」）が一元的に集荷し、その多くは東京や大阪などの大消費地に向けて出荷・販売されており、「園芸王国高知」ブランドを確立している。

こうした集出荷・販売体制は、ロット拡大や多品目でのセット販売、安定的な供給、平野部と山間部のリレー出荷による周年出荷体制などを可能にしており、市場における有利販売につなげるとともに、輸送コスト低減などのメリットを生み出している。

(2) 農業・農村を取り巻く環境

ア 農業・農村の過疎化・高齢化の進行と耕作放棄の増加

農村では、過疎化や高齢化が進行し、担い手不足が深刻な問題になっている。特に、こうした傾向が著しい中山間地域においては、集落維持が困難となっているところも見受けられる。

また、遊休農地が増加しており、基盤整備された優良農地においても遊休化した圃場が認められるなど、担い手への農用地の利用集積など地域の農業振興を図る上で課題となっている。

イ 消費・流通構造の変化

量販店等の大規模小売店や外食産業などの農産物の大口需要者は、消費者ニーズや情報通信技術の発達等の変化に対応して大きく成長してきた。特に、大規模小売店は、市場取引額の半分以上を超えるようになり、価格決定に影響を及ぼす力が大きくなっている。

一方、こうした大口需要者と産地との契約に基づく直接的な取引や、産直販売な

どが増加してきたことから、野菜及び果実の国内総流通量に占める卸売市場を経由する割合は、低下傾向にある。

また、近年では、食の簡便化志向、個食化傾向などを背景として、自ら調理しない「外食」や「中食」が増加するなど消費形態が大きく変化し、加工・業務用食品の増加と共に、冷凍技術の向上により冷凍食品や、コロナ禍を経て宅配が増加している。更に野菜の販売に関して、消費者は少量販売や安全・安心などを志向する傾向にあり、販売形態やメニューなど食の多様化がみられる。また、不安定な世界情勢に起因する生産コストの増、食品の値上がりがある一方で、生鮮食品への価格転嫁はなかなか進まない状況にある。

こうした消費・流通構造の変化や、豪雨や寒波などの気象条件、世界情勢など様々な要因により、農産物価格は品目によっては大きく変動している。

ウ 農産物輸入の拡大

国際化や市場自由化の進展は、農業分野においても例外ではなく、農産物の輸入自由化が進んでいる。本県の主要産品であるショウガなどの輸出国が加わった経済連携が締結されることになれば、更なる輸入増加が見込まれ、その影響が懸念される。

エ 交流人口の増加

都市の農村に対する関心は高く、両者間で交流を進めることを必要と考える都市住民は多く、農村への強い期待感から交流人口の増加が見込まれている。

2 どのような農業・農村を目指すのか

本県農業が、これからも持続性を持って発展していくためには、情勢の変化を踏まえながら、これまでに培われてきた産地としての基盤を再構築する中で、本県の強みを活かした農業づくりを進めていくことが大切である。

また、大消費地から離れており、中山間地域も多い本県において、農業は地域の経済や社会の核となる基幹産業として重要な位置を占めている。少子高齢社会の中で、本県の活力を保っていくために、本県の特性に即した農業・農村づくりを進めていく必要がある。

そのため、県が策定する高知県産業振興計画の農業分野では、「地域で暮らし稼げる農業」の実現を目指して、農産物の生産性の向上や高付加価値化、中山間地域の農業を支える仕組みの再構築、販売・流通支援、多様な担い手の確保・育成など、様々な取り組みを進めている。

3 取り組みの基本方向

効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成と持続的な経営発展のためには、農業者が社会の変化に適切に対応するために、経営内容を検証し、改善すべき点を明確にした上で計画的に経営改善を図っていくことが重要であることから、このような農業者

の自発的な創意工夫による経営改善への取り組みを促進する。

このため、県農業振興センターをはじめとする県の指導機関、市町村、市町村農業委員会及びJAなどから構成される地域担い手育成総合支援協議会等、市町村で担い手対策を推進するうえで主となる協議会（以下「市町村協議会」という。）や、一般社団法人高知県農業会議（以下「県農業会議」という。）、高知県農業協同組合中央会（以下「JA高知中央会」という。）、公益財団法人高知県農業公社（以下「県農業公社」という。）及び高知県土地改良事業団体連合会（以下「水土里ネット高知」という。）等の関係団体が連携して、取り組みの課題を整理・共有し、適切に役割分担しながら、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）の確保・育成を総合的に推進していく。

なお、高知県産業振興計画により、以下に示す5つの戦略を柱とした取り組みを行う。

(1) 生産力の向上と高付加価値化による産地の強化

オランダから学んだ環境制御技術を本県の気候や生産条件に適合させた「次世代型こうち新施設園芸システム」の普及を推進するとともに、このシステムにIoTやAI技術を組み合わせ、更なる高収量、高品質、高付加価値化及び省力化を目指す

「Next次世代型こうち新施設園芸システム」の開発と普及を図る。更に収量・品質を高め、消費地に選ばれる産地の形成に取り組む。

畜産は土佐あかうしのブランド化を推進するとともに、肉用牛や養豚の生産体制を強化し、併せて食肉センターの整備を推進する。また、土佐ジロー、土佐はちきん地鶏の生産、加工販売体制を強化する。

ア Next次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進

「Next次世代型こうち新施設園芸システム」の普及に向けて、農業者の生産等に関するデータを蓄積させるデータ連携基盤「IoP (Internet of Plants) クラウド」を核としたIoPプロジェクトを推進するとともに、データの「見える化」と分析・共有によって高い生産性と収益性を実現するデータ駆動型農業による営農支援の強化を図る。

また、産地と協働した企業の農業参入を推進し、次世代型ハウス等の整備を支援する。

イ 農業のグリーン化の推進

国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機農業を推進するための生産から販売、担い手確保までの総合的なサポートを強化するとともに、温室効果ガスの削減に向けた技術実証や研究、設備の導入促進、家畜ふんたい肥の有効活用など、グリーン化の取り組みの強化を図る。

また、IPM技術のさらなる普及やGAPの取り組みを推進する。

ウ 園芸品目別総合支援

野菜や特産果樹、花きの主要品目ごとに生産から流通・販売までの総合戦略を策

定し、農業者や農業団体等がその総合戦略を共有するとともに、農業者や農業団体等が連携して、それぞれの課題解決に取り組み、園芸品目の生産振興を図る。

また、企業と地域との連携による大規模な露地園芸産地の形成に向けた取り組みを推進する。

エ 水田農業の振興

地域の特性を活かした米のブランド化や酒米の生産振興への取り組みを強化するとともに、加工用米及び飼料用米等の非主食用米生産などの推進や、園芸品目への転換なども含めた総合的な水田の利活用を図る。

オ 畜産の振興

土佐あかうしの独自規格制度によるブランド化を推進するとともに、肉用牛や養豚の生産基盤強化と生産性向上を支援し、併せて県内2か所の食肉センター整備を推進する。また、土佐ジロー、土佐はちきん地鶏についても生産性向上に加え、加工販売体制の強化を推進するとともに、稲発酵粗飼料（稲WC S）の生産拡大に取り組む。

カ 6次産業化の推進

農山漁村の様々な地域資源を活用して、農業者自らが取り組む生産・加工・流通（販売）や、2次・3次産業事業者と連携した地域ビジネスの展開、また、農業以外の他分野と組みあわせることによる新たな事業の創出などの取り組みを支援し、6次産業化を推進する。

また、地産地消の取り組みを官民共働で推進するとともに、地域の農産物や加工品等を取り扱う直販所の安全・安心に向けた意識の向上と地域活性化の拠点へと発展させる取り組みへの支援を強化し、農業所得の向上と生産意欲の維持を図っていく。

(2) 中山間地域の農業を支える仕組みの再構築

ア 集落営農組織等の整備推進

中山間地域では、過疎化や高齢化による後継者不足が深刻な状況であり、経営体の減少や耕作放棄地の増加により、農業の衰退が懸念されている。個々の経営体の取り組みだけでは集落や農業を維持できない状況が生じてきており、集落営農を推進することで、過剰な設備投資の回避や作業の集積による効率化などの生産コスト削減等による農業の維持と活性化につなげていく。

さらに、広域的な農業の核となる法人経営体である「中山間農業複合経営拠点」を整備し、地域に適した農作物生産、施設園芸などの「稼ぐ」取り組みと、作業受託や庭先集荷及び研修事業等の地域を「支える」取り組みを行うことで、中山間地域で農業が継続できるよう、地域全体で支える仕組みを構築する。

イ 集落営農組織等の法人化の推進と経営発展への支援

集落営農組織が継続して営農を行うために、農業機械・施設、圃場などの整備と

ともに法人化を推進する。併せて、集落営農法人と中山間農業複合経営拠点の事業戦略策定・実行を通じた経営発展を支援する。

ウ 組織間連携の推進と地域の中核組織の育成

中山間地域の農業を面的に支える仕組みの構築に向けて、中山間農業複合経営拠点と集落営農法人の組織間連携を進め、中山間農業複合経営拠点や集落営農法人が広域で活動できる地域の中核を担う組織へ育成する取り組みを進める。

あわせて、中山間地域の活性化に向け、複数の農村集落の機能を補完する「農村RMO（農村型地域運営組織）」の形成を支援する。

エ スマート農業の普及推進

産地の維持・拡大に向けて、産地や品目に合わせたスマート農業技術の研究開発を進めるとともに、実証と実装を支援し、スマート農業の導入を推進する。

オ 中山間に適した農産物等の生産

園芸品目別の総合支援を推進するとともに、中山間に適した土佐茶などの生産振興を図る。

(3) 流通・販売の支援強化

高知県園芸品販売拡大協議会が策定した東北、北陸、京浜、中京、京阪神、中四国の6地域別戦略に基づき、産地と卸売会社、実需者による連携を強化するとともに、生産から販売まで関係者が一体となって消費地の実情や課題に対応した流通販売に取り組むことで、市場流通による県産園芸品の販売拡大を進めていく。また、市場取引以外にも、加工や冷凍業者への提案を強化していく。

さらに、多様化する流通・販売に対応するため、大規模直販所「とさのさと」やECサイト等を活用した実需者や消費者との直接取引による外商拡大に取り組む。

ア 「園芸王国高知」を支える市場流通の更なる発展

多様化する流通や消費者ニーズ、社会構造の変化に対応するため、地域別戦略に基づき、販売拠点となるパートナー量販店を確保し、強化品目の販売を促進するとともに、実需者等の産地招へい等に取り組むことにより、県産園芸品の販売拡大を図る。

また、本県の環境保全型農業やI o Pの取り組み、県産青果物の機能性等について、従来の消費宣伝に加え、高知野菜サポーターやWeb、SNS等の活用により、多くの実需者や消費者に届くプロモーションを展開する。

加えて、JAの策定した集出荷施設再編構想に沿った施設等の整備計画の実行支援や、品目の拠点化に係る効率的かつ効果的な輸送体制の構築等の支援を行う。

イ 直接取引等多様な流通の強化

本県農産物の直接取引等を通じた多様な流通による外商を拡大するため、大規模直販所「とさのさと」やECサイト等を活用し、外商向け商品の販売供給体制の強化を図る。

また、地域の特色ある農畜産物について、品目や地域を超えた総合的な販路開拓やブランド力向上のため、商談会への出展や商品づくり等の取り組みを支援する。

ウ 関西圏における県産農畜産物の販売拡大

本県から最も近い大消費地である関西圏において県産園芸品の販売拡大を図るため、卸売会社を通じて仲卸業者との関係を強化し、新たな需要開拓に取り組む。

エ 農畜産物のさらなる輸出拡大

輸出先国のニーズ調査等に基づき、本県農産物の海外での認知度向上や需要の拡大及び新たな輸出先の開拓を図る。

また、新たな品目の掘り起こしにより、産地の輸出意欲の向上に努め、輸出に取り組む産地を育成・支援する。

(4) 多様な担い手の確保・育成

ア 新規就農者の確保・育成

持続可能な力強い産地の形成に必要な人材を確保するため、親元就農や新規参入による自営就農及び農業法人等に就業する雇用就農を目指す就農希望者をターゲットに、新規就農者の確保・育成を図る。

自営就農者については、就農支援に関する情報発信や就農相談、産地を形成する仲間を募集する産地提案書を作成し、新規就農者を募集するとともに、基礎的知識や実践的な農業技術を習得する研修の実施、就農後のフォローアップまで一貫して支援する産地提案型により、新規就農者を確保・育成する取り組みを強化する。

そのため、市町村協議会、生産部会等の関係機関・団体、指導農業士などの篤農家、就農希望者をサポートする就農コンシェルジュ、県立農業担い手育成センター、県立農業大学校及び県農業振興センター等における連携を一層進める。

また、雇用就農者については、求人情報の発信や、法人経営体の育成と経営強化により雇用の創出や拡大を図る。

これらの取り組みにより、年間 320 人の新規就農者の確保・育成を目標とする。

イ 労働力の確保

J A 無料職業紹介所と連携した労働力の掘り起こしや広域での労働力の確保・循環の仕組みづくりに取り組むとともに、専門知識を有する人材の確保・育成等による農福連携や、送り出し国との信頼関係構築による外国人材確保に向けた取り組みを推進する。

ウ 家族経営体の強化及び法人経営体の育成

農業者の経営計画が実現できるよう、自主的な経営改善への取り組みに対して、生産方式及び経営管理の合理化、農業従事の態様改善に資する研修や高知県農業経営・就農支援センター（以下「農業経営・就農支援センター」という。）の活用等により、経営の安定化、規模拡大、さらには法人化ができるよう育成する。また、経営継承は準備から継承までに時間を要することを見越し継続的な支援を行う。

なお、農業従事者の約44%を占める女性農業者は、経営主体やパートナーとして重要な役割を担っている。女性の視点を活かした農業経営や農村地域の活性化につなげるため、家族経営協定や、農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農組織への参加・協力等を通じ、女性が能力を發揮できる場の拡大を図るとともに、能力向上のための取り組みを進める。

(5) 農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保

ア 基盤整備の推進

圃場整備をはじめ、かんがい排水、農道などの整備は、農業の生産性を高める最も基礎的な条件整備である。園芸農業を中心とした生産性の高い農業への転換や規模拡大を図るため、農地中間管理事業等による農地集積の取り組みと併せて、地域の条件やニーズに応じた基盤整備を進める。

イ 農地の確保

遊休農地の解消や、施設園芸用農地の確保支援などにより、担い手への農用地の利用集積を加速化させるとともに、優良農地を積極的に作り出すため、園芸団地の整備を進める。

ウ 日本型直接支払制度の推進

中山間地域の農業・農村は、国土保全や水源のかん養などの多面的機能を有し、地域の社会活動も担う重要な役割を果たしている。

こうしたことから、日本型直接支払制度の積極的な活用を通じて、農業・農村の多面的機能が維持・發揮をされるよう、継続的な地域活動や中山間地域等における農業生産活動及び環境保全に効果の高い営農に対して支援する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

地域の他産業従事者と比べて遜色ない労働時間と生涯所得を確保できる、効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、県内の地域特性に応じて展開されている営農事例に基づいて作成した基本的な指標を以下に示す。

1 地域特性を活かした主要な営農モデルの方向

本県は、海岸部の平たん地域から四国山地に至る山間地域まで、変化に富んだ自然条件の下、多様な農業が展開されており、担い手についても、収益性の高い施設園芸等を営む主業農家から山間地域の農業を担う準主業農家まで様々である。

ここで示す営農モデルは、これら立地条件の違いなどを考慮し、現在それぞれの地域で実践されている営農事例を基本として、地域の他産業従事者と比べて遜色のないものとなるよう、主たる従事者1人当たりの年間総労働時間2,000時間程度、年間農業所得おおむね400万円を実現できるように作成したものである。

2 生産方式

現在の標準的な技術の下で必要となる資本装備や作付体系を想定している。また、営農においては、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境への負荷を軽減する環境保全型農業を行うことを基本としている。

3 経営管理の方法

複式簿記の記帳による経営と家計の分離や青色申告を実施するとともに、財務諸表に基づく経営分析の実施など経営管理が行われることを前提としている。

4 農業従事の態様等

休日制や給料制の導入、適正な雇用労力の確保、社会保険への加入などによる農業従事者の就業条件の改善が図られることを想定している。

労働力においては、個別経営体の場合、主たる従事者1人と、補助従事者として家族労働力又は雇用労働力を想定している。また、農業法人等経営体は、主たる従事者3名以上を想定している。

5 営農類型

(1) 個人経営体事例

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設ナス 30 a	促成栽培 A Pハウス 購入苗利用 環境制御装置 自動かん水システム 共同選果機利用	減農薬技術の導入（ミツバチ、 天敵、防虫ネット） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施 基本技術の徹底	休日制、給料制の 導入 適正な雇用労力 の確保 社会保険への加 入
施設 キュウリ 30 a	促成栽培 A Pハウス 自動かん水システム 共同選果機利用 環境制御装置	減農薬技術の導入（紫外線カッ トフィルム、天敵、防虫ネッ ト） 品質向上（優良品種の導入、 基本技術の徹底、鮮度保持） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施	
施設 ピーマン 40 a	促成栽培 A Pハウス 収穫期間延長 環境制御装置 自動かん水システム 共同選果機利用	減農薬技術の導入（紫外線カッ トフィルム、天敵、防虫ネッ ト） 品質向上（優良品種の導入、 基本技術の徹底） 低コスト（肥料、農薬、重油） 複式簿記記帳の実施	
施設 シシトウ 20 a	促成栽培 A Pハウス 自動かん水システム 共同選果 環境制御装置	減農薬技術の導入（天敵） 品質向上（優良品種の導入、 基本技術の徹底） 適正な雇用労力確保 低コスト（肥料、農薬、重油） 複式簿記記帳の実施	
施設ユリ 50 a	年2回作 A Pハウス 自動かん水システム	品質向上（優良品種の導入、基本 技術の徹底、栽培環境の改善） 複式簿記記帳の実施	

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
トルコ ギキョウ 40 a	APハウス 自動かん水システム	病害虫対策の徹底（土壌伝染性 病害対策、IPM技術の導入） 品質向上（優良品種の導入、基本 技術の徹底、栽培環境の改善） 複式簿記記帳の実施	休日制、給料制の 導入 適正な雇用労力 の確保 社会保険への加 入
施設ニラ 50 a 露地ニラ 25 a	APハウス 自動かん水システム 出荷調製機（袴むき） 調製作業員の雇用 環境制御装置	減農薬技術の導入（紫外線カッ トフィルム、防虫ネット） 品質向上（作型の組合せ、基本 技術の徹底、調製作業の徹底） 複式簿記記帳の実施	
施設小ネギ 40 a	APハウス 皮むき機 調製作業員の雇用	減農薬技術の導入（防虫ネット） 調製作業の省力化 品質向上（調製作業の徹底、基本 技術の徹底） 複式簿記記帳の実施	
ショウガ 120 a	予冷庫 ハーベスター 借地による規模拡大	土壌伝染性病害対策の徹底 品質向上（優良種苗確保、かん水 施設の設置、基本技術の徹底） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施	
ユズ 150 a	貯蔵庫 スピードプレーヤー 青果率 70%	低コスト（肥料、農薬） 省力化（防除等） 品質向上（適期防除の徹底、 優良系統の導入、整枝せん定） 複式簿記記帳の実施	

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
肉用牛繁殖・肥育一貫経営 繁殖牛 40頭 肥育牛 100頭	肉専用種繁殖・肥育一貫経営 去勢若齢肥育 肥育出荷月齢 28か月 肥育出荷時体重 760kg	繁殖部門 繁殖成績の改善（受胎率向上、分べん間隔短縮） 低コスト生産（放牧） 稲発酵粗飼料（WCS）を含む粗飼料生産基盤の確保 機械導入による省力化（発情発見装置等の活用） 肥育部門 肥育技術の高位平準化 酪農家での受精卵移植由来の和子牛（肥育もと牛）導入	休日制、給料制の導入 適正な雇用労力の確保 社会保険への加入

(2) 農業法人等経営体事例

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設トマト 1.5ha	長期展張軒高ハウス 養液栽培システム 統合環境制御装置	減農薬技術の導入（マルハナバチ、天敵、黄色蛍光灯） 品質向上（基本技術の徹底） 低コスト（肥料、農薬）	適正な雇用労力の確保
施設ニラ 2.0ha	APハウス 自動かん水システム 出荷調製機（袴むき） 調製作業員の雇用 環境制御装置	減農薬技術の導入（紫外線カットフィルム、防虫ネット） 品質向上（作型の組合せ、基本技術の徹底、調製作業の徹底）	

(3) 集落営農法人事例

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稻（主食用米＋飼料用米） 20ha 露地野菜 5ha	APハウス(育苗用) 育苗器一式 トラクター 田植機 コンバイン 乾燥機一式 野菜移植機	優良農地の利用集積 省力・低コスト化（大型機械の導入、肥料、農薬） 収量・品質向上（基本技術の徹底） 作期分散（品種構成の適正化） 農繁期の雇用労力の確保 複式簿記記帳の実施	休日制の導入 適正な雇用労力の確保

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

次代の農業を担う意欲と能力のある青年等を効率的かつ安定的な経営を目指す経営体へと育成するため、県内の地域特性を活かしながら展開されている営農事例を参考に作成した基本的な指標を以下に示す。

1 地域特性を活かした主要な営農モデルの方向

本県は、海岸部の平たん地域から四国山地に至る山間地域まで、変化に富んだ自然条件の下、多様な農業が展開されており、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、収益性の高い施設園芸等を営む者から中山間地域の農業を担う者まで様々である。

ここで示す営農モデルは、これら立地条件の違いなどを考慮し、現在それぞれの地域で実践されている営農事例を基本とし、経営開始から5年目程度までに、主たる従事者1人当たりの年間総労働時間2,000時間程度、年間農業所得おおむね250万円を実現できるように作成したものである。

2 生産方式

現在の標準的な技術の下で必要となる資本装備や作付体系を想定している。また、営農においては、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境への負荷を軽減する環境保全型農業を行うことを基本としている。

3 経営管理の方法

複式簿記の記帳による経営と家計の分離や青色申告を実施するとともに、財務諸表に基づく経営分析の実施など経営管理が行われることを前提としている。

4 農業従事の態様等

休日制の導入などによる農業従事者の就業条件の改善が図られることを想定している。労働力においては、主たる従事者1人と、補助従事者として家族労働力又は雇用労働力を想定している。

5 営農類型（個人経営体）

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設ナス 20 a	促成栽培 A Pハウス 共同選果機利用 環境制御装置	減農薬技術の導入（ミツバチ、 天敵、防虫ネット） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施	休日制の導入 適正な雇用労力 の確保
施設 キュウリ 20 a	促成栽培 A Pハウス 共同選果機利用 環境制御装置	減農薬技術の導入（紫外線カット フィルム、天敵、防虫ネット） 品質向上（優良品種の導入、 基本技術の徹底、鮮度保持） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施	
施設 ピーマン 20 a	促成栽培 A Pハウス 共同選果機利用 環境制御装置	減農薬技術の導入（紫外線カット フィルム、天敵、防虫ネット） 品質向上（優良品種の導入、 基本技術の徹底） 低コスト（肥料、農薬、重油） 複式簿記記帳の実施	
施設 シシトウ 15 a	促成栽培 A Pハウス 共同選果 環境制御装置	減農薬技術の導入（天敵） 品質向上（優良品種の導入、 基本技術の徹底） 適正な雇用労力確保 低コスト（肥料、農薬、重油） 複式簿記記帳の実施	
施設ニラ 20 a 露地ニラ 20 a	A Pハウス 出荷調製機 （袴むき） 調製作業員の雇用	減農薬技術の導入（紫外線カット フィルム、防虫ネット） 品質向上（作型の組合せ、基本技術 の徹底、調製作業の徹底） 複式簿記記帳の実施	

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県の主要な野菜・果樹など園芸品や、米、茶、肉用牛等の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や、家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することができるよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域ごとの受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

このほか、本県における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、入作者の確保や農業支援サービス事業者による農作業の受委託を促進する。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、本県では県農業会議を、農業経営・就農支援センターとしての業務を行う拠点として位置づけ、農業経営に関する助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町村等への紹介等を行うこととし、その業務にあたる経営及び就農の専属スタッフを配置する。

また、農業経営・就農支援センターのサテライト相談窓口として、県農業振興センターを位置づける。

農業経営・就農支援センターは、以下の業務を行うこととする。

- ①農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ②経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行

- う組織の設立を含む。)等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応、専門家派遣
 - ④就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

農業経営・就農支援センターの運営に当たっては、高知県農業振興部農業担い手支援課（以下「農業担い手支援課」という。）が指導・監督を行うとともに、農業経営・就農支援センターは、県農業会議をはじめ、県農業振興センター、県家畜保健衛生所、県立農業大学校、県立農業担い手育成センター、県農地中間管理機構、コウチ・アグリマネジメント・クラブ（公益社団法人日本農業法人協会高知支部）（以下「県法人協会」という。）、高知県指導農業士連絡協議会、J A高知中央会、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本政策金融公庫」という。）等と相互に連携して農業を担う者のサポートを行うものとする。

農業担い手支援課は、農業経営・就農支援センターの運営内容を定めた規程について、前年度の活動状況や当年度の予算措置状況等を踏まえて関係機関と協議のうえ、年度ごとに作成する。

農業経営・就農支援センターの相談窓口については、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

3 県が主体的に行う取組

県は、農業を担う者を幅広く確保するため、関係機関と連携して、当該県の農業の魅力、市町村・地域ごとの受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ等について、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。

県は、新たに就農しようとする青年等に対する研修を積極的に実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び、国等の支援の活用を働きかける。

県農業振興センターは、認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、計画的に巡回指導等を行う。

県は、県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターにおいて実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業を担う者ごとの取組内容に即してきめ細やかなサポートを行う。

4 関係機関との連携・役割分担の考え方

農業経営・就農支援センターは、農業担い手支援課、市町村、市町村農業委員会、県農業公社、県法人協会、県農地中間管理機構、J A、融資機関、労働局、公共職業安定所、集落等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や農業法人等からの求

人情報の収集及び提供、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供、県農業会議及び県農業公社が計画する青年農業者の育成確保対策事業を通じて青年農業者確保育成活動等を推進する。

市町村は、就農等希望者の受入れについて、市町村の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

J Aは、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用施設・機械の貸与、農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。

県法人協会は、農業法人等からの求人情報の収集と提供、経営発展に向けた取組内容の紹介を行う。

県農業会議、県農地中間管理機構、市町村農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資の活用を含む経営面でのアドバイスを行う。

高知農山漁村発イノベーションサポートセンター（旧名称：6次産業化サポートセンター）は、6次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向けの施策を活用した支援を行う。

個々の集落（地域計画の作成区域）は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニティづくりを行う。

農業支援サービス事業者の活用に関し、市町村は、農業支援サービス事業者に対して提供サービス内容（料金、対応区域等）に関する情報の提供を働き掛けるとともに、市町村農業委員会は、地域の農業支援サービス事業者に関する情報の収集及び農業支援サービス事業者による農作業の受委託の促進に努める。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市町村協議会は、栽培品目ごとの就農受入体制、就農までの流れ、就農後の収入や生活環境等をまとめた産地提案書を作成し、県及び農業経営・就農支援センターに情報提供するとともに、産地提案書を活用した新規就農者の確保に取り組む。

農業経営・就農支援センターは、市町村協議会から提供を受けた産地提案書をはじめとする就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、新規就農ポータルサイトや就農イベント等を通じて広く、就農等希望者に分かりやすく情報提供する。

農業経営・就農支援センターは、就農等希望者、就農を受入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市

町村を調整し、市町村の担当者等に紹介する。

農業経営・就農支援センター及び県農業振興センターは、就農等希望者を市町村等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況について市町村等を通じて随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町村等との調整を行う。

市町村及びJAは、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県農業振興センター及び農業経営・就農支援センターに情報提供するとともに、農業経営・就農支援センターは、就農等希望者とマッチングを行い、市町村等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第2で示した担い手に対する農用地の利用集積に関する目標を以下に示す。

なお、担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、市町村が定める基本構想水準到達者及び集落営農組織であり、地域の農用地の利用に占める面積の割合の算出には耕地面積を用いる。

地域	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	備考
高知県全域	おおむね 58%	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

県内において作成される地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、県農地中間管理機構を軸に、県、市町村、市町村農業委員会、土地改良区等が一体となって担い手間の調整や圃場整備等の利用調整に取り組み、分散錯圃の解消と担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め、新規就農者の育成を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で例示した「営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営を営む者」及び第2の2で例示した「営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等」の育成を図るとともに、第3で示した「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備、支援の実施に関する事項」及び第4で示した「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の集約目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」を達成するためには、農業関係機関それぞれが、これまで以上に積極的に取り組むことが必要である。

このため県は、関係各課、県農業振興センター、県保健衛生所等で連携して県内の指導体制を整備するとともに、市町村、市町村農業委員会、高知県農業委員会ネットワーク機構である県農業会議、県農地中間管理機構である県農業公社、JA、土地改良区及び水土里ネット高知等と十分な連携を図り、農業経営基盤強化の促進のための措置を講ずる。

また、効率的かつ安定的な農業経営をする者の育成に効果的に結びつくよう、この措置を集中的かつ重点的に実施することで、農業経営改善計画認定制度及び青年等就農計画認定制度の普及を図る。

なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間が終了する者に対しては、より一層の経営力向上に資するため、関係機関が連携し、当該計画に係る実践結果の検証と新たな計画作成の指導等を重点的に行う。

1 農用地利用改善事業の推進

地域における農用地の有効利用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の利用集積を円滑に推進するためには、地域の合意と自主性に基づいた取り組みが必要である。

このため、市町村協議会との連携を図りながら、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成する。また、これらの者への利用集積が遅れている水田農業など土地利用型農業が主である集落における農用地利用改善団体の設立を目指す。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体においては、関係者の合意の下、地区内農用地の受け手として有効利用できる特定農業法人や特定農業団体の設立を推進する。

2 農業経営基盤強化に向けたその他事業の推進

認定農業者など担い手の経営改善計画を達成させ、また、過疎化や高齢化の進む地域における担い手を確保するために、

ア 農作業委託を促進する事業

イ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業など、農業経営基盤強化を促進するために必要な事業の効率的な実施を図る。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

新規就農者の確保に向けて、産地が求める人材像、就農までの道筋、支援体制等をまとめた産地提案書により新規就農者を募集するとともに、農業経営・就農支援センターに配置する就農コンシェルジュと、市町村、県農業振興センター及びJA等の関係機関が組織する就農サポートチームが連携して、就農相談から研修受入れ、就農までをトータルにサポートする「産地提案型担い手確保対策」に取り組む。

(2) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取り組み

認定新規就農者には、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、JA等の関係機関が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

4 関係機関・団体等の連携強化

地域段階では、市町村協議会等の活動を通じて、地域の関係機関・団体等との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。

特に、地域農業の振興方向と担い手として育成すべき経営体、将来の農地利用の在り方など、中心となる経営体と中小・家族経営、兼業農家などとの役割分担を明確にできるよう、集落段階で農業者の徹底した話し合いが図られるよう支援する。

また、農業者の農業経営改善計画の作成に対する適切な指導を行い、その計画を実現するために必要な研修等を実施するとともに、経営改善を指導する担当者を養成し、経営の安定化、規模拡大、さらには法人化に向けた指導体制の強化を図る。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された県農業公社は高知県内の市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域をいう。当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く区域を事業実施区域とし、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を実施する。

1 農地売買等事業

農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

2 農地売渡信託等事業

農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

3 農地所有適格法人出資育成事業

農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、その現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

4 研修等事業

農地売買等事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修及びその他の事業